

### 老いの文化論序説 : 老いの制度化過程

ナカムラ, リツコ / 中村, 律子 / NAKAMURA, Ritsuko

---

(出版者 / Publisher)

法政大学現代福祉学部現代福祉研究編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The bulletin of the Faculty of Social Policy and Administration :  
reviewing research and practice for human and social well-being / 現代福祉研究

(巻 / Volume)

2

(開始ページ / Start Page)

63

(終了ページ / End Page)

81

(発行年 / Year)

2002-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00015405>

# 老いの文化論序説

## —老いの制度化過程—

中村律子

### 1. はじめに

本稿の課題は、主として明治初期から現在までというかなり広がりをもった時間の幅のなかで、日本においては老いや老人がどのように認識され、位置づけられ、支えられてきたのか、老いや老人の文化はどのように変容してきたのかについて主として老人福祉関係の法・制度的側面から検討することである。

ひとは必ず老いる。ひとりひとりはその老いを生きなければならない。つまり人生の晩期にどう対処するのかはどの時代においても大きな課題であった。しかもその対処の方法は、「ああいう老いは避けたい」「ああいう老いを迎えたい」というひとり一人の思いや願いの実現から、老人の生活を支えるための制度的工夫まで、個人的なものから社会的なものまできわめて多様なものであった。

老人がどのように社会に位置づけられてきたのか、老いはどのように社会的に観念され実体化されてきたのかというような問いが可能であるのは、老いが単なる生理的な老化ではなく、それ自体が文化であるからである。であるからには、老いを平均値で見るのではなく、それぞれの時代と地域のなかで創造され伝えられていくものでもあるととらえて、その時代と地域の文脈のなかに位置づける作業も必要となるだろう。

明治から現在までは時代区分では一般に近代および現代とされる。つまり日本において近代化がすすめられてきた時代ととらえてよいだろう。では近・現代社会は、どのように、老いや老人に向き合ってきたのであろうか。

フィリップ・アリエスは、「古い時代のフランスでは老人はほとんど尊敬されていない。それは、退職、閑暇、信仰そして耄碌の年齢」だったと述べている。さらに19世紀の老人のイメージは「経験豊かな家長」や、「賢者な助言を与える長老」というものであった。ところが、20世紀にはいると、経験的な知識をもつ老人への敬意は実体を持たないことになった。そして老人への敬意は「かなり年配の殿方」や「いつまでもじつにお若い紳士・淑女がた」といった若さへの賛美、つまり若さの維持といった「テクノロジー的な観念」に置き換えられてくるのだと指摘している（アリ

エス, 1980: 33)。

近・現代社会は階層化、専門分化、権力の集中化、地域移動、制度化、つまり社会全体の機能分化が集中的に引き起こされることで特徴づけられる。そうした変化が個々人の生活や人生の形成という側面に与えた影響は大きい。とりわけ、産業化や都市化は、人間を「働ける」(能力)と「社会的有用性」(資質)によって、その存在価値や意味が重視される社会を創り上げてきた。そのような社会では、老いや老人は「老廃した」(無能力)と「古くさい知恵者」として一般化され、その文化とともに社会の周縁に追いやられてきた。その結果引き起こされるさまざまな問題に対処するために、明治以降すこしずつ進められてきた「老い」や「老人」の制度化が、加速していくことになったのである。産業化する社会にとって、その制度化は必要なことであったが、制度化の結果、老い・老人の文化は個別性を失いますます希薄なものにならざるを得なかった。こうした老いや老人の文化の非個性化、普遍化は、全体社会のシステムの要請によって引き起こされた事態である。

しかし、老いや老人は、けっして全体社会のシステムの側からだけ規定されるものではない。地域社会での日常生活の中で、老人と身近に接することで、老いの意味や老人とは何かを学びとり、世代を越えて継承してきた側面があることを無視できないだろう。いうまでもなく、老いや老人の生き方、遇され方は、いま老人である者にとってだけでなく、そこに住むすべての者にとって、自らの生き方と直接関わっており、重大な関心事であった。民俗学や民族学のおおくの事例が示しているように、地域社会にとって、老いや老人は社会の重要な構成要素であるばかりでなく、その変革主体でもありえたのである。

かくして老いと老人についての考察は、公(行政・制度)・共(地域社会・ボランティア)・私(老人自身・家族など)のありかたから問われなければならない。その試みの第一歩として本稿では、公(行政・制度)がどのように老いや老人に対してきたのかに注目したい。なぜならば、制度とは、その社会に生きる私(たち)の存在を保証し、個々人の潜在能力をふくめて、自由や自己決定を権利として保障するものであり、老人にとっても然りであるはずのものである。しかし、わが国の制度での老い・老人の位置づけは、多様な老い・老人の存在を可能にするというよりは、制度が作られれば作られるほど、制度のなかに、福祉(制度・政策)化されてきたという特徴をもっているのではないだろうか。ここでいう老い・老人の福祉(制度・政策)化とは、老いや老人の個別性・固有性、多様性に着目するのではなく、「敬老」「弱者」「健康」というようにステレオタイプ化した老い・老人像をつくり、その像に基づいて制度・政策化が展開されてきたということである。

老人福祉制度・政策の充実は今後も不可欠である。しかし、制度・政策の充実はその効率を求めするために、老い・老人をステレオタイプ化し平均値でとらえてきたことも確かなことである。このいっけんジレンマとも思える状況は老い・老人だけでなく福祉制度全体の問題でもある。このよう

な状況ははたしてどのような事情によって引き起こされたのか。本稿は、その間の事情をまずは制度の変遷をたどることで明らかにする試みである<sup>1)</sup>。

そこで、本稿では、最初に、わが国における老いや老人の文化と老人福祉関係の法・制度に関する研究のなかから、近代化論と老い・老人に関する研究成果を明らかにする。そして、これらの知見をもとに、制度にあらわれる老いや老人についての特質を考察し、最後に、公（制度・システム）による老人福祉制度・政策の基本的方向や価値観のありかたについて論じたい。

## 2. わが国の老いや老人の文化と制度に関する研究の概観

### 1) 老いや老人の文化と制度に関する研究の概略

わが国では、老いや老人の文化と高齢者福祉関係の法・制度との関連を整理し分析した研究はどこまで進んでいるのであろうか。

わが国の老人研究は、高齢化社会論に代表されるように、高齢化や加齢が、社会や集団や個人にどのような影響をもたらすのかについて、社会福祉学、社会学、法律学、経済学、歴史学、心理学、精神医学、哲学、医学、保健学、看護学、といった諸領域で行われてきている。しかしその多くは、老人や高齢化を社会問題や生活問題としてとらえ、なんらかの社会的対応（制度・政策）を確立すべしとする立場による研究が主として行われてきたともいえよう。これらの研究分野や研究方法などの動向については、副田義也（1997）、前田大作（1999）、直井道子（1999）が整理し分析している<sup>2)</sup>。

このような多くの研究のなかで、老いや老人の文化と社会制度との関連を論じた研究は、1960年代の後半から1970年代では、家族社会学や都市社会学領域において、老いの社会学的概念、世代論、扶養論<sup>3)</sup>、家族周期論、役割論などとしてすすめられた。また、アメリカ社会老年学の紹介<sup>4)</sup>

1) 「老い」「老人」の使い方について、本稿では次のような使い分けをしている。福祉制度の充実のためには制度自体の存続の要件として効率が追求される。この場合、制度の対象とされるのは「老人」の社会的な平均値からの「欠如」である。制度のこのような性格を考えれば、そもそも「老い」が制度のなかに入り込む余地はないと言えよう。制度がこのように「老人」の「欠如」を補うという機能を果たすためにあるとする立場から言えば、本文で述べたようなジレンマは存在しない。

そもそも地域の文脈のなかでは「老い」と「老人」は未分化であるが、「老い」を制度化する過程で、「老人」と「老い」に機能分化され、「老人」だけが制度の対象とされる。福祉の対象は「老人」であって「老い」ではない。つまり文化として地域の文脈の中に位置づけられてきた「老い・老人」から、制度は文化としての「老い」をはずして、クライアントとしての「老人」に純化することで効率化をはかってきたということなのだ。制度化の過程は「老い」というふくらみのある存在が高齢者（老人）、高齢者（老人）問題に整理された過程ともいえよう。

2) 副田義也, 1997, 「overview 老年社会学の展望と批判」『成熟と老いの社会学』岩波書店、前田大作, 1999, 「社会老年学の領域と課題」ならびに直井道子, 1999, 「老化の社会学的アプローチ」『新老年学（第2版）』東京大学出版会

3) 那須宗一・湯沢編, 1970, 『老人扶養の研究』垣内出版

4) 袖井孝子, 1975, 「社会老年学の理論と定年退職」『社会老年学 no.1』東京大学出版会、木下康仁, 1983, 「アメリカ社会老年学における比較文化研究の現状」『社会老年学 no.17』東京大学出版会

とともにそれらの研究が盛んに行われ、わが国における老年社会学の必要性を説く研究が進んでくる<sup>5)</sup>。1980年代後半から、社会学をはじめとする諸分野で、近代化論と老いや老人、社会制度・社会システムとの関連を論じた研究がみられるようになる<sup>6)</sup>。さらに、家族法・家族政策研究者による、家族法・家族政策における老人の位置、老い観を明らかにした研究や社会法研究者による日本における老人観に関する研究<sup>7)</sup>など、法学の領域からも研究が進められてきている。そして1990年代には、民俗学<sup>8)</sup>などによる研究もみられるようになる。

では、社会福祉学ではどうか。社会福祉学、特に老人福祉領域では、老いや老い観、老いの文化の重要性にふれているものの<sup>9)</sup>、老いや老い観と社会福祉法制度との関連を論じている研究は、極めて少ない。これは、社会福祉が、福祉問題として「老人問題」を位置づけその制度・政策化としての「老人対策」の側面に関心が向けられていたからであろう。こうした「老人問題」「老人対策」という言葉の使われかたにも、老いや老人に関する文化があまり論じられてこなかったことが想像される。

ここでは上記の個々の研究の詳細な分析は行わないが、これらの研究から見えてきたことを次に整理してみよう。

## 2) 近代社会論と老いや老人

副田(1986)や森(1989)は、日本の文化や社会の変容と老いや老人に関する社会観との関係の特徴を以下のように整理している。日本における老いや老人観は、「社会的弱者としての老人」から、豊かな高齢者を「主体的」「自立的」「積極的」に生きる「活動主体としての老人像」を経て、高齢者、自己の老い、病い、死を受容できるようになる「成熟主体としての老年像」といった「多様なライフスタイルをもつ高齢者」(像)へと変遷してきた。しかし「1960年代以降の日本文化の変容は、独自に成熟主体としての老人像をうみだせなかった」。それは、1960年以降の老人のイメージが、能力主義的人間観の裏返しとして現れる「社会的弱者」と、青年文化、社会的無関心、私生活主義による老人観によって形成されたからではないか、という都市化、産業化の価値観の影響

5) 副田義也他, 1981, 『講座 老年社会学 I-III』垣内出版

6) 伊東光晴他, 1986, 『老いの発見 1-5』岩波書店、多田富雄・今村仁司編, 1987, 『老いの様式 その現代的省察』誠信書房、井上俊・上野千鶴子他編, 1997, 『成熟と老いの社会学』岩波書店

7) 利谷信義編, 1990, 『老いの比較家族史』三省堂、比較家族史学会監修, 1998, 『扶養と相続』早稲田大学出版会

8) 宮田登他, 1992, 『老いと「生い」』藤原書店、宮田登, 1996, 『老人と子供の民俗学』白水社、日本民俗学会監修, 2000, 『老熟の力 豊かなく老い>を求めて』早稲田大学出版会、文化人類学の領域では、片多順, 1981, 『老人と文化—老年人類学入門』垣内出版、同「文化人類学的老人研究の展望」『民族学研究』46(4)がある。

9) 1970年代頃には、ポーポワール著『老い』なども紹介され注目されるようになった。しかし、三浦文夫, 1974, 『老人問題研究の現状』『現代のエスプリ老人問題』で、「老いとは何かという論議は老人問題研究にとってはアルファであると同時にオメガともなるべきもので、今後とも論議が続けられると思われる」という指摘にとどまり、その後も十分には論議されてこなかったといえよう。

を指摘している（副田、1986：106-110）。

高度に産業化、都市化、情報化した社会においてはつねに、「新・速・高・大・動」に象徴される若者文化が中心になる。したがって「老・中（庸）・静」は無価値化することになるのである。すべてが、商品化され、貨幣と交換可能な性質が強調されるようになると、老い・老人は、社会の周縁に位置づけられていくようになる。それを補償するために、まず、労働の場からの引退後の経済的な保障としての年金制度、扶養の問題や病気への対応として老人福祉や老人医療などの制度・政策が創りあげられていく。

他方で、近代社会が否定してきた老人の伝統的な役割にたいしては新しい役割理論が、老人とは喪失する存在という考え方に対しては老年期のアイデンティティ論が注目されるようになる。それは「自立」「自己実現」などをめざす老いや老人観を標準化し、それを反映した制度・政策へとつながっていく。こうして近代社会の中で老い・老人にむけての制度・政策が形成されてきた。

しかし、「『老い』は、産業社会がそのシステム維持の必要上作り出した観念である」（栗原、1997: 51）とすれば、「社会的弱者としての老人」から豊かな高齢期を「主体的」「自立的」「積極的」高齢者へと、あたかもポジティブに「変遷してきた」ととらえることには、落とし穴があるとも言えなくもないだろう。

さらに栗原はいう。「システムが『老い』と『高齢者』を制作する過程は、(1)外からのまなざしによる「老い」のはりつけ、すなわち「老い」の外在化、(2)制度への「老い」の客体化、(3)「老い」の内面化、という段階を踏む」（栗原、1997: 55）と指摘し、これらシステムから「離脱」する戦略が必要であるという。システムを内破する離脱として、「老人というアイデンティティから出発しながら、「孤独な私」「不良老年」「エスニシティとしての老人族」「異交通のネットワーキング」などの境界線をずらしながら、「付着するステレオタイプと権力性を剥ぎ取って行く必要」「老いはいくつもの多元的な分割線のネクサス」であり、「アイデンティティからの自由という折り返しに戦略はある」という。しかも「老人がただ在ること」が離脱であると。つまり、このシステムからの離脱がない限り、老いや老人は、老いを生きることにはならないというのである。

しかし、近・現代社会はあらゆるものを機能分化し制度化して成り立ってきた社会である。「老人がただ在る」「老いのリアリティー」ということを許さない特質をもっている。制度・政策は、さまざまな老いのバリエーションを提示することはあっても、実は、老人はこうだ、老いはこうだ、ライフサイクルモデルはこうだ、として制度・政策の枠内に老いや老人を囲い込まなければ、制度自体が存続しないという限界がある。

こうしたステレオタイプ化された老いや老人観によってしか達成できない制度・システムは、いったいいかなる背景でどのように形成されてきたのか、次節では社会福祉、とくに老人福祉関連の

国の制度・政策を中心に、その内容や社会的背景を整理し、それらを老いや老い観など文化や社会観との関連でみておこう。

### 3. 近代における老い・老人の制度化過程—老人福祉制度の変遷を中心に

ここで、分析しようとする時期は、1868年から現在までである。この時期は、いうまでもなく、近代国家が成立し、敗戦、経済成長、低成長期といった社会的・経済的な変化のめまぐるしい時期である。ただ、老いや老人、さらには福祉諸制度の変遷からみて、本稿では、近代国家が成立し公的救済制度が確立した時期（1868年～1945年）、経済成長・低成長期といった経済に老人福祉制度が左右された時期（1945年～1990年）、少子・高齢社会が定常していく時期（1990年～）に区分した。

#### 1) 救済される老人＝「敬老」「棄老」老人

##### (1) 近代国家の成立と公的救済制度

明治政府は近代国家をめざし、富国強兵・殖産興業政策を掲げて1868年からスタートした。しかし、政情の不安からの物価高騰、地租改正により農民の疲弊、仕事を求めて都市に流入する農民たちや廃藩置県による士族たちなどの窮乏化が目立ち始め、それらへの対策の必要性が高まっていた。そのなかで、はやくも1874（明治7）年、恤救規則が公布される。この恤救規則は、前文と5条の条文から成り立っており、日本で最初の救済制度といわれている。この規則に老人への対応が定められている。まず対象となる老人は「極貧ノ者、独身ニテ七十年以上ノ者」「重病或ハ老衰シテ産業ヲ能ハサル者」と規定されている。つまり、非常に貧しくて身寄りのない70歳以上の者、重病または老衰のため働くことができない者であった。その老人にたいして年米1石8斗が提供された。

この日本で最初の救済制度である恤救規則では、貧困で身寄りのない老人が救済の対象となっていたのである。なぜなら、当時の大半の老人たちはイエやムラの中で生活していたからである。けれども、1891（明治23）年には旧民法人事編第26条～第29条による「養料を給する義務」規定が公布された。家族法研究によるとこれが「近代的扶養法制度」と言われている（湯沢, 1972）。しかし、これも1898（明治31）年施行の明治民法第八章に全10条を持つ規定として再登場している。この規定では、妻子よりも親、妻より子、キョウダイよりも舅・姑を優先するといったイエの論理が貫かれている。またムラでは、イエでの扶養が困難な場合には、としより講やとしより組などの共同体組織によって相互扶助機能があった。しかも、その相互扶助を強固なものとするために、1915（明治41）年「済貧恤窮ハ隣保相扶の情誼ニ依リ互ニ協救セシメ国費ノ濫給矯正方ノ件」な

どまで出されていたのである。

このように、明治民法による「イエ」としての老人の扶養や、ムラという共同体のなかでの老人に対する相互扶助が中心であったが、その扶養が不可能となった身寄りのない老人、貧困な老人は公的救済制度としての「恤救規則」で対応するというようになっていた。さらにそれ以外の老人たちは、篤志家・慈善事業家による収容保護が行われていたのである。1872（明治5）年の東京府養育院にはじまり、明治後期までに各地で作られた養老院での収容保護がそれである<sup>10)</sup>。

## (2) 大正デモクラシー、戦前期と「養老」事業政策

産業の振興や、戦争（日露戦争、第一次世界大戦）、関東大震災（1923（大正12）年）、世界恐慌などの影響によって、都市で暮らす者たちは失業により、農村では農業の不振により、生活の不安定な状態がつづき、貧困問題が噴出していった。こうした社会情勢の変化は、これまでの救貧事業のあり方の転換を迫っていた。これまでのような共同体による相互扶助や民間篤志家による救貧対策では対応しきれなくなってきたことから、新しい法制度の整備への要求が高まってきていたのである。かくして1929（昭和4）年に「救護法」が成立する（施行は1932（昭和7）年）。

救護法は、33条からなるが、救済の対象は65歳以上の身寄りのない老衰者で貧困のため生活できない者とされ、恤救規則より、5歳引き下げられている。しかし、結局のところ、扶養家族のいない老人など、貧困化しなければ援助されないというものであり、あくまでも貧困老人への救済制度という位置づけであり、恩恵的、慈恵的な枠を超えることができなかったといえる。

救護の内容をみると、救護の種類は生活扶助、医療、助産、生業扶助の4種類となっていた。この救護法によって、これまでの養老院は救護施設として制度化されることになり、公的救済施設へと変化したのである。この法律によって養老院は公費助成・補助を受けられるようになり、それが養老院の増加にもつながっていった。実施機関も明確にされ、ここにはじめて養老事業が成立したともいえるのである。もちろんこれまでも指摘されてきたように、性行著しく不良な者、または著しく怠惰な者は救護を受けられないことや、救護を受ける者は選挙権や被選挙権を失うといった規

<sup>10)</sup>『養老新報』の「発刊の趣旨」に以下の記載がある。

「鰥寡孤独を恤むということは、古来慈善事業として、政府、皇室、又は民間に於いて成し来たり、今尚成しつあるのであるが、是は、慈善事業として、成すよりは、社会的事業として、社会が自ら之を成すのが当然で有ろうと考える。何故にと云うに、人は元来社会組織の一分子であるから、不幸にして、育ての親（資力）のない孤児、養ふ子（資力）の無い老人は、其の組織の上よりして社会が之を育て之を養ふ可き道理である。併しながら、今日の社会組織は、尚総ての社会の事業を、社会が自ら成すまでに発達しておらぬから、止むことを得ず之を慈善事業として、個人が之を成すのである。……毎月1回此の養老新報を発行し、……1つは以て本院に収容せる老人の実況、及び本院の趣旨のある所を江湖に発表して、世に慈善家諸君の賛助を得て、益々奮って養う親戚と資力の無き多数の老人を収容して以て社会組織の欠陥を補はんと欲するのである伏して請ふ、世上慈善に富める紳士淑女諸君、本院の趣旨のある所を諒して、本院の事業を賛助し併して此養老新報をも購読したまへと」『養老新報』（明治36年1月～明治41年2月）毎月の1回発刊

定が示すように、救護法は治安対策でもあった。

その後、1938（昭和13）には厚生省（2001年から厚生労働省）が創設され、社会事業法も制定された。ただしこの時期は、第二次世界大戦への準備が始まっていたこともあり、その意味では、「厚生省」という名称が意味するように、戦時厚生事業としての性格をもたされることになる。したがって、法制度の面でも、1937（昭和12）年には軍人扶助法が成立、1941（昭和16）に医療保護法、労働者年金保険法（1944年に厚生年金法として成立）などが制定されるなど、軍需産業や軍事力に寄与するために国民の生活の指導や統制を図るための社会事業色が濃厚であった。

明治が始まる1868年から敗戦を迎える1945年までの長いスパンで制度の変遷をみてきたが、老人をとりまく制度は、救貧を目的とした恤救規則ならびに救護法と篤志家などによる養老院における収容保護、そして、明治民法やこれまでの隠居慣習が対応していたといえるだろう。

### (3) 法制度における老人の位置

以上見てきた制度のなかで、老人はどのように位置づけられていたのだろうか。

一つは、明治民法やこれまでの隠居慣習によって、老人はイエやムラのなかで扶養され相互扶助されながら「敬老」が支えられてきたといえよう。しかも、それは、1883（明治15）年の『幼学綱要』の孝行道德、1891（明治23）年の『教育勅語』の修身を中心として孝行思想が下支えしていたのでもある（湯沢、1972）<sup>11)</sup>。1912（明治45）年に立憲国民党の福本誠が衆議院に提出した「養老法案」が否決されたときも、反対意見は家族制度を破壊しないかということであったこともそれを証しているだろう。

二つは、イエやムラから排出され貧困化した老人＝「棄老」の出現により、その対応策として恤救規則、救護法などの制度が成立し、篤志家などによる救済が始まるのである。しかし、それは、救貧制度＝「棄老」老人への制度という性格をもたせることになったのである。

以上の二つの位置づけは、さらに1940年代の戦時厚生事業の中では、戦意を高めるための「忠孝」に依拠した老人への尊びと、戦争遂行にあたって軍事力にならない病弱・貧困な老人に対する「棄老」は厳しいものとなっていった。

また、具体的な制度には結びつかなかったがこの時期には、老人研究が始まることも特徴的である。明治期では、1882（明治14）年に植木枝盛が「老人論」<sup>12)</sup>を、1894（明治24）年には穂積

11) 他に中野新之祐助、1992、「教科書にみる「老人」の社会史」『老いと「生い」』（95-126頁）藤原書店を参照。

12) 植木枝盛「老人論」は、『土陽新聞』第1143号～第1146号（明治19年7月29日～8月1日）に連載された論説である。植木は、日本の老人は西欧諸外国の老人と比べて、40歳50歳で精神的身体的において早く老衰しやすく、その原因には、衛生（食生活の不全など）と隠居することを是とする社会的慣習があることを指摘している。早く老人となることは、社会にとって損益であると論じている。

陳重の『隠居論』(初版)が上梓されている。その後、大正デモクラシーにより、社会改良主義思想と人権論、自由主義思想が大きく影響を与え、穂積陳重の『隠居論』が内容も大幅に書き換えられ再版されている。「敬老」でも「棄老」でもない「優老」への関心も高まってきたことも見逃せない。さらには、社会事業としての養老事業と、西欧の社会保障制度研究が進むなかで、養老年金制度の必要性やケースワークなどの理論的実践的研究が行われ、社会における老人の位置づけも大きくなってきていた。

2) 福祉化される老人＝「敬老」「弱者」「健康」老人

(1) 経済成長期と「老人ブーム」

第二次世界大戦後は、GHQの指導のもとで民主主義の実現に向けて1946(昭和21)年に日本国憲法が公布され、その第25条で基本的人権の保障、最低生活の保障などが唱われた。社会保障・社会福祉の制度が成立していくのである。これまでの救貧対策としての救護法は、生活の最低保障をめざす生活保護法(1950(昭和25)年)として制定された。福祉国家への道を選択しようとしたのである。

老人をとりまく社会的、家族的状況も変化してきた。まず、民法が改正され、イエ制度によっていた老親の扶養は平等主義がとられるようになる。さらに大きな変化は、1955年頃から始まった神武景気による急速な経済成長であった。この経済成長は、農村からの労働力を必要とし、農村においては過疎問題が、都市では人口集中による過密問題が生じ、日本全国で地域社会の変容をもたらした。また、高度経済成長の社会的矛盾は家族形態にも変化をもたらす。核家族化を促し、一人暮らし老人や老人夫婦世帯の増加もみられるようになり、老人の「扶養」が問題化し始めてきた。経済的な不安定に陥る老人や貧困な老人とともに、家族の扶養が期待できない老人の増加が目立ちはじめたのである。そのことが家族による扶養の限界を提起し、「老人・老後問題」を社会的な認識へと高めていった。前後して、1950年頃から各地で「としよりの日」制定や「敬老年金」条例化などが広がりを見せはじめる。それは、後に、1961年の国民皆年金・皆保険制度、1966年の「敬老の日」の祝日化を実現していった。こうした老人をとりまく情勢の変化によって、老人福祉法の制定化への機運が高まり、1963年に老人福祉法が制定されたのである。

ここで、老人福祉法についてみておこう。

老人福祉法は、全5章37条から成り立っていた。第1章は「総則」として基本的理念、敬老の日、福祉事務所組織について、第2章は「福祉の措置」として老人ホームへの収容、老人家庭奉仕員、老人クラブ、第3章は「老人福祉施設」として養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び老人福祉センターについて、第4章で「費用」、第5章で「雑則」が規定されていた。老人福祉法は、それまでの老人に対する諸制度が、労働できずに貧困に陥った者や扶養する者もい

ない老人に対して、救護費の支給や施設で収容保護するといった救貧的性格があったものを、老人の特殊な問題に着目しその対策と福祉を実現することを目的に、65歳以上の老人を対象として制定された。

この老人福祉法制定以降はさまざまな施策が展開されることになる。1964年には厚生省社会局に老人福祉課が設置された。1965年に、ホームヘルパーの派遣対象が生活保護の要保護世帯から低所得世帯に拡大され、1966年に「養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」が制定された。ちょうど老人福祉法が制定された年の経済白書には先進国への道を発表し「高成長・高福祉型経済」が強調されていた。また、国民生活審議会は1968年に『深刻化するこれからの老人問題』という報告書を提出し、問題の重要性を訴えはじめている。人口構造の側面からも急速な高齢化の進展が指摘されるようになりはじめるのはこの頃からである。1970年には高齢化率が7.1%に、1977年には平均寿命が男性73歳、女性78歳で世界1位となるなど、高い高齢化率と早急な高齢化への対応策の必要性が強調されるようになったのである。

1973年の経済白書には「インフレなき福祉をめざして」という項目が入れられ、具体的な福祉制度の確立への期待が高まっていった。1972年「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」が実施され、1973年度から老人ホームにおける食事サービス事業が始まり、1979年度からデイサービス事業が開始されたことで、在宅福祉政策が充実していくことになる。また、1971年「中高年齢等雇用促進特別措置法」制定された。老人医療については、岩手県沢内村からはじまった老人医療無料化制度が全国に広がり、1973（昭和48）年からは70歳以上の老人に対する老人医療費支給制度が開始された。厚生年金法・国民年金法の改正により「5万円年金」も実現してきた。生きがいづくりや社会参加についての政策もしだいに登場し、1979年「生きがいと創造の事業」、「シルバー人材センター」（労働省）「高齢者コミュニティーセンター建設事業」（国土庁）などがでてきた。「老人ブーム」とまでも言われるように、この時期は老人福祉法の拡充期とも言えよう。このようにみると、老人福祉サービスとともに、老後の生活を安定させるための就労や年金、保健・医療などにかかわる諸制度が体系化されてきたのである。経済成長とともに福祉制度も整えはじめられてきたといえよう。

## (2) 経済停滞と「豊か」「健康な」高齢者

1973年の石油ショックを契機とした経済成長の鈍化、それによる失業率の増大、人口高齢化など、社会保障の増大から「福祉国家の危機」説もではじめる。欧米諸国でも社会保障制度の見直しが進められ、ケインズ主義的社会民主主義思想にたいして、1970年代には新自由主義・新保守主義の「小さな政府論」が登場してきた。1980年代はイギリスではサッチャリズム、アメリカでは

レーガノミックスと呼ばれた保守政策の中で社会保障の抑制がすすめられた。わが国でも1980（昭和55）年には、第二次臨時行政調査会が設置され、日本型福祉論も登場した。経済成長が期待できない低成長期の福祉のありかたは、スウェーデン型の高福祉・高負担ではなく、日本型の中福祉・中負担へ、さらには、家族を「福祉における含み資産」（『昭和53年版厚生白書』：91）とする発想も登場してきた。しかし、家族機能の低下や「限りある資源」に対する認識は、公平性・適正な配分の社会保障が必要であるという論調のもとで、老人にも応分の自己負担を求める主調となっていた。その背景には年金制度が充実したことで「豊かな高齢者」が出現してきているのでその負担は可能、という論理があった。さらには欧米における福祉理論である、プライバタイゼーション、ノーマライゼーション、福祉多元化論は、日本における福祉理論にも影響を与え、個人の自助努力、家族による福祉、地域社会の相互扶助、企業福祉、民間活力への期待、市場システム重視といった方向への転換が図られ、政策も打ち出されてきた。

これらの一連の動きは、経済が成長していくときに成立した制度が低成長期にはその内容が見直されるという流れであった。老人ホームの費用徴収方法の変更、老人人口の増大による将来の医療費高騰を見据えて、患者本人の一部負担を導入する老人保健制度が1982（昭和57）年に創設された。また年金制度の改革の一環として、1985年に国民全てに基礎年金を保障する基礎年金制度が確立する。1986年厚生省に、痴呆性老人対策本部が設置されている。

1986年に政府は「長寿社会対策大綱」を閣議決定する。人生80年代にふさわしい経済社会システムの構築をめざすというもので、雇用・所得保障、健康・福祉、学習・社会参加、住宅・環境などの諸側面について述べられている。1989年には消費税が導入される。

これを受けて、1980年～90年代は、さらに、それらの総合化が図られてきた。

まず、1984年「高齢者の生きがい促進総合事業（高齢者人材活用、世代間交流事業など）」（文部省）、1990年「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」（厚生省）などが進められ、1989年には、厚生省の老人福祉振興課に生きがい係が設置された。また、都道府県に長寿学園開設事業の助成が開始された。また、老人クラブ、生涯学習の推進、高齢者能力開発情報センターなど、生涯学習振興法（文部省、1990年）ができる。1990年の老人福祉法の一部改正では第2条に「生きがいを持てる」という言葉が加えられたのである。そして介護面では、介護と医療を統合させた公的介護保険制度の創設に向けての議論が展開されたのである。

1982（昭和57）年に、ウィーンでの「高齢化に関する世界会議」において「高齢化に関する国際行動計画」が国連決議された。また多くの福祉先進国では、高齢化社会における生涯現役政策や自立政策が強調されていた。このような諸外国の影響は日本にも及んでいた。

## (3) 法制度における老人の位置

日本国憲法に規定されている法理念から考えると、高齢者の生存に対して、国家が「健康で文化的な最低限度の生活を」保障する義務を負い、それを具体化したのが老人福祉法ということになる。この老人福祉法の目的に関する解釈には倫理的な側面が強調されているという指摘がある<sup>13)</sup>。本稿では三つの老人像がみえることに着目したい。ひとつは、「老人は多年にわたり社会に貢献してきた者として敬愛されるものとする」と規定されているように、「敬愛」の対象としての老人である。二つは、「身体上若しくは精神上又は環境上の理由」をもつ「弱者」としての老人である。そして三つ目は、生きがいを持てる社会参加する「健康」老人である。しかし、これは、老人福祉法に限られた老人像ではない。そのことは以下の現象からもいえるだろう。

まず、「敬老」を実現させようとしたこととして、2つのことが注目される。一つは、敬老の日の制定である。これは、1947（昭和22）年に兵庫県野間谷村（現・八千代町）で老人を敬老する目的で「としよりの日」が制定され<sup>14)</sup>、兵庫県でも1950年に9月15日を「としよりの日」とした動きとなり、その後全国に広がり、やがて「敬老の日」の祝日化となったことである。もう一つは、1973年に、旧国鉄が中央線の特別快速及び快速電車の座席の一部を老人と障害者の優先席としたシルバーシートの登場（婦人こども専用車が廃止）である。このような、「敬老」の実現の背景には、敗戦後から経済成長期での老人を取り巻く状況やその対策への考え方があった。たとえば、当時の老人の社会的な位置づけとしては、「母子、児童、心身障害者とともに老人は、ともすれば繁栄のなかに”取り残された階層”」と考えられており、その対策の緊急性が揚げられていたのである<sup>15)</sup>。高度経済成長は、共働き、パートを含めて雇用世帯が半数を占めるなど、都市的生活様式もてはやされ、消費生活中心の中流意識が一般化してきた。都市の老人と農村・漁村・山村の老人たちの問題は異なった局面をもっていたが、若者中心の社会では老人は繁栄から取り残された階層とみられていたのである。

13) 老人福祉法の解説としては、「老人が一般国民に比して特殊な身体的精神的ハンディキャップに起因する弱者であること、その過去において社会に貢献してきた者であることの二点に着目し、これを社会的に保護し、優遇することを立法の目的とす」（大山正、1964、『老人福祉法の解説』（35-36））がある。

14) としよりの日を制定した野間谷村（現・八千代町）村長門脇政夫氏によると、野間谷村では、気候も良い時期で村の人々が「百姓大名」となれる9月15日をとしよりの日に定め、村独自の祝日としたということである。戦後直後の社会が疲弊した状況を克服することも目的にあった。当時は、55歳以上の老人に対して祝い品を贈呈したということである。（2002年2月18日、インタビュー）

15) 厚生白書からみてみよう。『昭和34年 厚生白書』によると、「以上のような施策にもまして老人の精神的安定を図るうえで大事なことは、敬老精神を重んずる社会感情であろう。戦後の混乱期にはこのような感情は、国民の間から陰をひそめてしまったかのごとき感さえいだかせたが、最近国民生活の安定とともに再び盛り上がりを見せつつあり、とくに、九月一五日の「としよりの日」ができてからは、この日を中心として敬老会その他の催しも回を重ねるごとに盛んになりつつある」（228頁）。また、『昭和45年 厚生白書』には、「現在の老齢者問題は特別の断面をもっている。・・・現在の老齢者の多くは、戦争で家族を失い、過去の蓄積を失い、長い間わが国社会の基盤となってきた家族制度の崩壊を経験してきている。新しい社会との断絶感、どの時代の老齢者と比較しても劣るものではない。・・・」（2頁）という観点から方策の必要性が叫ばれていた。

次に、「弱者」としての老人についてみよう。先述した厚生白書にみる老人像とも関連するが、「弱者」としての老人像を作り上げてきた背景には、老人＝ねたきり老人、痴呆老人という図式化が大きかったのではないだろうか。たしかに、急速な高齢化の進展とそれに起因する要介護老人の増加やその介護問題への認識の拡がり<sup>16)</sup>とその対策としての老人福祉政策・制度の拡充は、「老人ブーム」と言われるほどの社会的影響があったのは事実である。しかし皮肉にも、制度が対応すればするほど、老人＝ねたきり老人・痴呆老人＝社会的弱者＝要介護老人対策＝医療の対象者という、ステレオタイプ化された老人像、それに基づく老人福祉が定着することになったといえよう。あたかも、老人のすべてが「社会的弱者」であり、「問題」を抱えている者であり「対策」されるべき者として対象化され、そのイメージが定着していったのである。

さらに、もう一つの老人像、それは、1970年代～80年代に盛んに議論され制度化されてきた、生きがい・社会参加する「健康」老人である。福祉先進国における社会老年学の研究成果の影響も大きく、社会参加などの活動的な老後は老人の生活満足感を充足させることや健康ブームも拍車をかけ、「健康な老人」が強調されるようになってきたのである。1984年頃には政府を中心に「人生80年代時代」といわれ始めた。特に、戦前の「人生50年」と対比してライフサイクルの変化も指摘されるようになり、エイジレスセルフに代表されるような「若い老人」の生き方が注目されるようになっていた。ただ、生きがいや社会参加については、本来、当事者の生きる意味や目的にもつながら個人的な課題でもあるはずなのに、そこにまでも福祉制度が入り込んでしまったということは、老人が「福祉制度」に囲い込まれた、つまり、老人が「福祉化」したともいえなくもないだろう。

以上みてきたように、高度経済成長の矛盾、歪み、そして低経済成長によって生じた老人をとりまく諸問題に対するためにさまざまな諸制度がつくられた。その諸制度における老人の位置づけは、敬老を制度のなかに実現したこと、しかし老人を「弱者」と「健康者」として福祉（制度）化し囲い込んでしまったといえるだろう。あたかも、老人の全てを制度が管理し、老いそのものを隠してきたともいえよう。

さらには制度の特質としては、都市の老人と農村・漁村・山村の老人たちの問題は異なった局面をもっていたが、都市の老人に対する制度が中心でもあったことや、逆に都市化が急速に進行しているにもかかわらず、老人は家庭や地域社会とのつながりを保持しているという前提で、家族・世帯を単位とする政策がすすめられるなど、おおくの矛盾をかかえていた。

<sup>16)</sup> 1968年には全社協民生委員協議会による「居宅ねたきり老人実態調査」で、70歳以上ねたきり老人が19万1352人という発表があった。また、有吉佐和子の『恍惚の人』（1972年、新潮社）では、痴呆性老人の現実を描き、家族のなかでも特に長男の嫁が仕事を持ちながら義父の介護を行うが、介護の限界が浮き彫りにされている。

ただ、注目すべきこととして、この時期に深沢七郎の『楢山節考』(1957)のなかで新たな老人観がだされていたことである。民間伝承の姥捨て伝説をモチーフに近代以前の農村における老人の老いの姿が描かれた小説であるが、全体としては儒教にもとづく親孝行の観念や近代のヒューマニズムをも否定する内容となっており、そのなかで老いとは何か、老いの豊かさとは何かを問うものであった。このような問いの中から、老人福祉制度を考える可能性もすでに与えられていたのである。

### 3) 「脱福祉化」する老い・老人へ (1990年から)

#### (1) 少子・高齢社会と「新しい高齢者」

1999年合計特殊出生率が1.34、高齢者人口も2000万人を超え高齢化率も17.1%になるなど、少子・高齢社会に対する取り組みが社会全体の大きな課題になっていった。しかも、経済状態は、バブル景気崩壊後、経済の低迷、リストラ、失業率が5%を超えるなど、消費の落ち込みも激しく赤字財政が続いている。その中で、21世紀の高齢社会にみあった、福祉社会を実現するため、社会保障構造改革、社会福祉構造改革が進められている。急速な高齢化の進展や家族規模の縮小化は、老人の介護問題をさらに深刻化させるのではないかという不安も大きくなってきた。1995年に成立した「高齢社会対策基本法」は、①高齢社会が就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される構成で活力ある社会、②社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会、③健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会をめざすことで、その実現にむけての基本政策は、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境にわたるものであった。その具体策をみると、まず、老人の保健福祉サービス基盤の拡充を図ることを目的に1989(平成元)年に高齢者保健福祉推進10か年戦略(ゴールドプラン)が策定された。その後、そのゴールドプランは1994年に新ゴールドプランへ、2000年にはゴールドプラン21として、今後もその充実が整備されることになる。また、介護のために仕事を中断あるいは退職しなければならない問題に対応するための介護休業を取得できることを目的とした介護休業法が1995年に成立している。

こうした介護基盤の条件整備のもとで1997年には介護保険法が制定され、2001年4月から施行された。介護保険制度は、40歳以上の全国民からの介護保険料徴収により介護を社会全体で支え、公平で効率的な社会的支援システムといわれている。要介護認定を受けた65歳以上の老人に対して介護サービス計画に基づいてサービスが提供される仕組みである。この介護保険だけでなく、新たに「介護予防・生活支援事業」がだされた。これは、要援護老人、一人暮らし老人、老人のみの世帯を対象に、市町村が行う要介護状態に陥らないための予防的サービス、生きがいや健康づくりを実施支援するものである。

さらに、就労分野では、「中高年齢等雇用促進特別措置法」を改正して、60歳定年の定着、継続雇用を推進する、シルバー人材センターなどの充実をはかることを目的とした「高齢者雇用安定法」を1999年に制定させた。ハートビル法（1994年）、交通バリアフリー法（2000年）なども制定されてきている。また所得保障の側面では、1994年の国民年金法改正で、厚生年金の満額支給を2001年から段階的（3年毎に1歳）に65歳まで引き上げることになっている。医療保障の側面でも高齢者医療制度の創設にむけての議論が進められている。このように、社会保障制度改革、社会福祉構造改革が進み、2000年には、社会事業法を改正し社会福祉法が制定された。今後ますます必要とされてくる痴呆性老人などの要介護老人の権利擁護システムも確立してきている。

以上のような老人に対する諸制度は、老人福祉法、介護保険法を中心に、今後も充実していくことになるだろう。しかも、これからの法制度のなかでは、福祉システムにおける、公（行政・制度）・私（老人・家族など）・共（地域社会・ボランティア）の役割分担の重要性が、ますます強調されるようになるだろう。

## (2) 法制度における老人の位置

『平成9年版 厚生白書』で、老人神話を否定し「新しい高齢者像を求めて」を打ち出し21世紀は「高齢者の世紀」の始まりをうたい、『平成12年版 厚生白書』で多様な世代の集まりを強調するようになった。これは、戦後世代、団塊の世代といった、「異なる価値観や行動様式をもつ世代が高齢世代」が高齢期を迎えることを予測して、これまでのステレオタイプ化された老人像を変えようとする現れでもある。他方で少子・高齢社会、経済成長が期待できない社会における老人福祉制度の、一つの方向性を示しているのである。

介護保険制度において、より明瞭にそのことが指摘できるだろう。先述したように、介護保険制度は、介護を社会全体で支え、公平で効率的な社会的支援システムを実現する制度である。これまで、介護問題が家族を中心とした私的問題化されてきたことに対して、社会化の必要性とその具体化したものである。介護保険制度では、40歳以上の国民は介護保険料を支払うとともに、この制度を利用する老人は、要介護度（介護認定は6段階）によって、利用できるサービスがある程度モデル化されたケアプランのもとで利用できることになっている。老人自身がどのような生活を望んでいるのか、そのためにどのようなサービスを利用したいかといった自己選択が可能になったのも事実である。その意味では、介護保険制度は、これまでサービス利用に関して「依存的（受け身）」であった老人から、自立的・自己選択できる「主体」的的老人像を前提にしたといえよう。しかし、サービス利用に際して要介護度（介護認定）を受けなければ利用できないということや、その介護度によって介護保険限度額が決められており、ある程度それに基づいてケアプランのモデル化がな

されているのである。老人が利用できるサービスを選択し、自己決定できるといっても、制度に規定された選択であり自己決定であるともいえよう。いわばこの介護保険制度は、クライアントとしての老人を浮き彫りにしたともいえよう。さらには、これまでの社会的な変化や老人福祉制度によって老人が個人化させられたことによって生じた問題への対応としての制度ということも指摘できよう。

また、最近では、「自立的・参加する」「社会的貢献のできる」老人へといった「元気」で「健康」な老人像がますます強調されてきている。サクセスフルエイジング、アクティブエイジング、プロダクティブエイジングなどのカタカナ語に代表される老いの生き方や高齢者ボランティア（シニアボランティア）としての老後の社会参加も注目されてきている。

こうした自立と社会参加を奨励する政策が制度化されるのは、「望まれる高齢者像」をアピールし、きたるべき高齢社会の社会的負担を軽減するといった、制度システム側の意図があると考えられる。その意味では、経済成長期・低成長期に制度に現されてきた老人は、1990年代以降も引き継がれているであろう。ただ、変化がみられるとするなら、「敬老」の制度化の側面である。老人人口が増えてくる高齢社会では、とりたてて老人に対する「敬老」を制度化する必要性も減少してくる。老人に対しても、無価値な存在でも賢者的存在でもなく、老いそのものの個別性、固有性にもとづく生き方を可能にするという認識と制度のあり方が問われることになる。つまり、このような福祉（制度）化されない老い・老人＝脱福祉化する老い・老人がクローズアップされていくことになるだろう。

#### 4. まとめ

1868年から現在までを、近代国家が成立し公的救済制度が確立した時期（1868年～1945年）、経済成長・低成長期といった経済に老人福祉制度が左右された時期（1945年～1990年）、少子・高齢社会が定常していく時期（1990年～）に区分し、福祉諸制度における老い・老人の位置をみてきた。いうまでもなく、社会における老いや老人の位置づけは時代の変遷とともに継続されていることも少なくない。そのようななかで、近・現代における福祉制度における老いや老人の位置づけの特徴についてまとめてみよう。

明治国家（から戦前まで）では、「伝統的な共同社会」とみられてきたイエとムラという時間と空間のなかで、しかもその時代ごとに、地域社会ごとに蓄積されてきた老人への対応の仕方があった。そのため、公的救済制度での対応は、そこから「もれた」「貧困」者としての老人を対象としていた。

敗戦後は、民法（扶養義務）の改正と老人福祉法や諸制度や関連法が成立することにより、「老人は人権を与えられた」「特定（貧困）の老人から一般老人を対象とすることになった」と評価されるが、一方で、法制度化されたことにより、政府・制度・システムによる「管理」が浸透してきた（定年制、年金制度、保健福祉サービス、老人医療、延命医療など）。つまり、近・現代社会では、老人を周縁に追いやってきた。その周縁化された状態にたいして、制度的保護＝福祉化されることになるが、その制度的保護＝福祉化もパターンリスティックなものでしかなかった。かくして老人は、二重に統制されることとなった。

平均寿命が40歳の時代から人生50年代を経て、人生80年代となる社会における、老いや老人の生き方は異なってくるだろうし、その位置づけもおおきく異なっていく。本稿の考察の対象ではないが、近代以前では自然的・社会的な生活条件の違いが平均寿命に与えた影響は大きかったし、ましてや農村や都市といった地域差や階層による平均寿命にも差異がみられた。しかし、近代医療や近代的制度によって、平均寿命も平均化されてしまった。それは、まさに、老いや老人の平均化にも繋がっていった。福祉もまた、それらの老いや老人に対して平均的な福祉制度化でしか対応しないといった側面があった。

法や制度という側面から老いや老人が社会の中でどのように位置づけられてきたのかを検討してきた概略は、以上のようにまとめることができよう。しかし福祉制度は全国一律の老人福祉法にはじまって、地方の要綱までさまざまなレベルで解釈され、さらに実施の段階で組み替えられ変質させられていくものである。しかも、地域社会が培ってきた老いの文化は、その地域の文化の一部をなすのであるから、その文化が消えない限り、老いの文化も何らかの形で存続しているはずである。だとすればここで述べてきた「福祉化」の一般論とは裏腹に、地域ごとの「福祉化」への対応は、全国一律ではあり得ないし、そこに現代の老いの文化が息づき制度の運用の段階でしっかりと活用されているかも知れない。

そうした運用の実態やそれによる実質的な制度の変容については詳細に検討する必要があるだろう。そのためには時代と地域の文脈のなかに埋め込まれていた老いと老人の文化・文化変容とその制度・制度化との関係を記述・分析する必要があるだろう。もちろんそれらはある地域だけで閉じられた動きではない。福祉そのものが国家によって制度化されていくのであるから、その全国均一の制度をどのように解釈し組み替えていくのか、またその地域の動きは制度をどのように変容させていくのか、また日本全体の老いや老人の制度のなかで、ある地域のそれがどのような位置におかれていたのか、というような点に着目して研究をすすめていかねばならない。そのためには今後、フィールドワークをとおして地域の老人の文化・老いの文化を丁寧読み解き、制度のなかで脱文脈化された老いや老人の文化を脱福祉化していく作業を続けて行くことにしたい。<sup>17)</sup>

【参考文献】

- 青井和夫, 1992, 『長寿社会論』, 流通経済大学出版会
- 天野正子, 1999, 『老いの近代』, 岩波書店
- アリエス, F. (杉山他訳), 1980 (1960), 『<子供>の誕生』, みすず書房
- バラシュ, D. (中元訳), 1986 (1983), 『エイジング 老いの発見』, 人文書院
- バトラー, R. (内藺監訳), 1991 (1976), 『老後はなぜ悲劇なのか? アメリカの老人たちの生活』, メヂカルフレンド社
- ポーポワール, S. (朝吹訳), 1972(1970), 『老い』(上・下), 人文書院
- エリクソン, E. 他 (朝長他訳), 1990(1986), 『老年期』, みすず書房
- フリーダン, B. (山本訳), 1995(1993), 『老いの泉』, 西村書店
- 穂積陳重, 1915(1978復刻), 『隠居論』, 穂積奨学財団出版
- 一番ヶ瀬康子, 1990, 『新・社会福祉とは何か』, ミネルヴァ書房
- 鎌田東二, 1990, 『老いと死のフォークロア』, 新曜社
- 金子 勇, 1993, 『都市高齢社会と地域福祉』, ミネルヴァ書房
- 金子 勇, 1998, 『高齢社会とあなた? 福祉資源をどうつくるか?』, NHKブックス
- 栗原彬, 1997, 「離脱の戦略」『成熟と老いの社会学』 岩波書店
- 増田光吉編, 1989, 『老人と家族』, 中央法規出版
- 増田光吉他編, 1979, 『講座 日本の老人』, 垣内出版
- 宮本常一, 1971, 『忘れられた日本人』(宮本常一著作集10), 未来社
- 宮田登他, 2000, 『往生考 日本人の生・老・死』, 小学館
- 森 幹郎, 1989, 『老いとは何か 老い観の再発見』, ミネルヴァ書房
- 中村律子, 1992, 「時代のなかの高齢者研究」小笠原祐次監修『老人問題研究基本文献集解説』, 大空社
- 中村雄二郎監修, 1993, 『老年発見』, NTT出版
- 岡村清子他編, 1997, 『エイジングの社会学』, 日本評論社
- 岡村重夫, 1979, 『新しい老人福祉』, ミネルヴァ書房

---

17) 環境社会学の鳥越の言葉を援用して言えば、老人福祉は、生か死かという、生存のレベルで論じるべきではなく、よりよく生きるという生活のレベル、文化のレベルで議論すべきだと思う。老人は生き延びるために生きているのではなく、まさに日々よりよく暮らすことを望んでいるのである(鳥越, 1997: 12-13)。そのためには、老人の文化、老いの文化を制度の中にどのように反映させていけばよいのか、どのようにすれば反映できるのかを考えることが必要なのである。つまり老人福祉政策を「文化」政策としても検討することの必要性を論じたいのである。

- 大原健士郎・三浦文夫編,1974,『現代のエスプリ 老人問題』,至文堂
- 小笠原祐次他編,1997,『高齢者福祉』,有斐閣
- パルモア, A. (奥山他訳), 1995 (1990), 『エイジズム 優遇と偏見・差別』, 法政大学出版
- ムーア, P. (木村訳), 1988 (1985), 『変装 私は3年間老人だった』, 朝日出版社
- ロソー, I. (嵯峨他訳), 1983(1974), 『高齢者の社会学』, 早稲田大学出版部
- 橘覚勝, 1971, 『老年学』, 誠信書房
- 鳥越皓之, 1997, 『環境社会学の理論と実践』, 有斐閣
- 吉田久一, 1989, 『日本社会福祉思想史 吉田久一著作集 1』, 川島書店
- 『現代思想=特集:老いのトポグラフィー』(1986), 青土社
- 『厚生白書』(1956-2000)
- 『近代日本総合年表 第四版』, 2001, 岩波書店
- 池田敬正・土井洋一編, 2000, 『日本社会福祉総合年表』, 法律文化社
- 内閣総理大臣官房老人対策室, 1983, 『高齢者問題世界会議報告書』